

久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者募集に係る質問及び回答

令和元年8月9日

番号	質問の該当資料名及び項目		質問趣旨	回答	回答日
1	仕様書 3ページ	3 建物及び施設の概要	敷地面積が5年前の指定管理者の公募の時に比べて139㎡増加しているが、その内容を確認したい。	久留米市田主丸町田主丸743番5の土地になります。	令和元年8月9日
2	仕様書 4ページ	4 開館時間等	久留米市が休館日等の変更等を求めるケースはどのようなことを想定しているのか。	台風や大雨等による、施設の閉鎖や避難所の開設などを想定しています。	令和元年8月9日
3	仕様書 5ページ	10 業務の委託等について	清掃業務等を委託する場合、あらかじめ市の承認を得るための具体的手続きはどのようなものか。	委託内容と委託先を記載した書面を久留米市へ提出し、承認を得ることになります。	令和元年8月9日
4	仕様書 7ページ	16 事業の実施等	企画事業と自主事業との違いは何か。	企画事業とは、センターの機能や設備等を活用し、久留米市田主丸老人福祉センター条例に掲げる目的を達成するための事業で、企画事業計画書を提出いただいた上で実施いただく事業になります。 一方、自主事業とは、企画事業計画書に記載されていないが、久留米市と協議の上で、センターの設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の責任と費用により行う事業になります。	令和元年8月9日
5	仕様書 7ページ	17 送迎車の運行	「利用者の利便性の向上を図るため、送迎を行うことができる。」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。送迎車が1台の場合、あくまで5人以上の団体の送迎を優先するものか。	センターを利用する団体の無料送迎については、仕様書において実施することとしておりますが、これとは別に利用者送迎を指定管理者が企画することができる旨を記載しています。 なお、送迎車の運行については、必ずしも団体送迎を優先するものではありません。	令和元年8月9日
6	仕様書 9ページ	24 職員の配置等	「30 管理責任者の選任」では、管理責任者は従事者と兼ねることができるかとあるが、センターには、送迎バス運転従事者を除いて一日あたり最低3名の職員配置を満たすことと解してよいか。	お見込みのとおりです。	令和元年8月9日
7	その他	受動喫煙対策	改正健康増進法により受動喫煙対策が強化された。当該施設は第2種施設に該当するのか。その場合、敷地内館外に喫煙場所を設置すれば事足りるのか、その他どのような対策を講じれば良いのか。	第2種施設に該当します。なお、受動喫煙対策につきましては、健康増進法等の趣旨を踏まえ、指定管理者において適切に対応いただくようお願いいたします。	令和元年8月9日

久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者募集に係る質問及び回答

令和元年8月9日

番号	質問の該当 資料名及び項目		質問趣旨	回 答	回答日
8	その他	行事等の60歳未満の参加者の取扱い	団体等が研修又は交流等を図る上で参加者の中に60歳未満のものが含まれる場合、老人の福祉の目的を達するため若しくはそれを阻害しないことであれば受け入れ可能か。その場合、入浴の取扱いはどうなるのか。	久留米市田主丸老人福祉センター条例第1条の目的に合致するものであれば、受け入れ可能です。 また、浴場の利用に関しては、久留米市田主丸老人福祉センター条例施行規則第2条のとおりです。	令和元年8月9日
9	その他	行事等の60歳未満の参加者の取扱い	地域経済の活性化の一環として、観光協会・団体と連携して観光のルートの中の休憩所としてセンターを活用する場合、その中に60歳未満のものが含まれた場合は受け入れ可能か。	久留米市田主丸老人福祉センター条例第1条の目的に合致するものであれば、受け入れ可能です。	令和元年8月9日
10	その他	障害者利用の際の合理的配慮	視覚障害者、ろうあ者等の介助・通訳を行うものが60歳未満の場合、合理的配慮の観点からその行為を行う時に限ってセンター利用を可能として良いか。また、必要上同伴して入浴しても良いか。	お見込みのとおりです。	令和元年8月9日